



宮 崎 県 公 報

平成25年3月14日(木曜日) 第2470号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

規 則

○母子保健法施行細則の一部を改正する規則…… (健康増進課) 1	頁
告 示	
○生活保護法に基づく指定介護機関(居宅介護事業所)の名称の変更…… (国保・援護課) 3	
○生活保護法に基づく指定介護機関(居宅介護事業所)の所在地の変更…… (") 3	
○生活保護法に基づく指定介護機関(居宅介護支援事業所)の名称の変更…… (") 3	
○生活保護法に基づく指定介護機関(居宅介護支援事業所)の所在地の変更…… (") 3	
○保安林の指定予定の通知(4件)…… (自然環境課) 4	

○保安林の指定解除の予定の通知…… (自然環境課) 5	
○車両制限令第3条第1項第2号イに定める道路の指定…… (道路保全課) 5	
○車両制限令第3条第1項第3号に定める道路の指定及び同令第10条第1項に定める通行方法… (") 5	
○土砂災害警戒区域の指定(2件)…… (砂防課) 6	
○土砂災害特別警戒区域の指定(2件)…… (") 6	
公 告	
○公共測量の実施の通知…… (管理課) 7	
○入札公告…… 7	
病院局企業管理規程	
○病院局事務の決裁及び委任に関する規程の一部を改正する企業管理規程…… 8	
人事委員会規則	
○職員の任用に関する規則の一部を改正する規則…… 8	

規 則

母子保健法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月14日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第6号

母子保健法施行細則の一部を改正する規則

母子保健法施行細則(昭和42年宮崎県規則第41号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(低体重児の届出書)	
第2条 法第18条の規定による低体重児の届出は、低体重児出生届(別記様式第1号)により、乳児の現在地を管轄する保健所長に届け出なければならない。	
2 法第20条第1項の規定による養育医療の給付を受けている者及び双胎以上であった乳児の保護者は、低体重児出生届を乳児の現在地を管轄する保健所長に届け出ることにより、育児に関し必要な指導又は助言を受けることができる。	
(養育医療の給付申請)	
第3条 法第20条第1項の規定による養育医療の給付を受けようとする者は、養育医療給付申請書(別記様式第2号)に、同条第4項の規定による病院又は診療所(以下「指定養育医療機関」という。)における担当医師の作成した養育医療意見書(別記様式第3号)市町村民税等証明書及び誓約書(別記様式第4号)を添え居住地を管轄する保健所長に申請しなければならない。	
(養育医療の継続給付の協議)	
第4条 指定養育医療機関の担当医師は、養育医療券の有効期間を延長する必要があると認めるときは、養育医療券の有効期間満了前10日までに養育医療継続給付協議書(別記様式第5号)により	

、当該児童の居住地を管轄する保健所長に協議しなければならない。

(養育医療の継続給付の承認)

第 5 条 保健所長は、前条の協議に係る事項を承認するときは、養育医療継続給付承認書(別記様式第 6 号)によるものとする。

第 6 条 保健所長は、第 3 条の規定による養育医療の給付申請書及び第 4 条の規定による協議について、承認しないときは、養育医療給付(継続給付)不承認通知書(別記様式第 7 号)によるものとする。

(養育医療機関の指定申請)

第 7 条 省令第 10 条の第 1 項及び第 2 項による申請は、指定養育医療機関指定申請書(別記様式第 8 号)により、指定養育医療機関の所在地を管轄する保健所長を経て知事に申請しなければならない。

2 知事は、指定養育医療機関指定申請書を受理し、承認したときは、指定養育医療機関指定書(別記様式第 9 号)によるものとする。

(養育医療機関の変更届出)

第 8 条 省令第 12 条の規定による届出は、指定養育医療機関申請事項変更届(別記様式第 10 号)により、指定養育医療機関の所在地を管轄する保健所長を経て、知事に提出しなければならない。

(指定辞退の申出)

第 9 条 省令第 13 条の規定による申出は、指定養育医療機関指定辞退申出書(別記様式第 11 号)により、指定養育医療機関の所在地を管轄する保健所長を経て、知事に申し出なければならない。

(費用の徴収)

第 10 条 知事は、法第 20 条の規定による措置を採ったときは、当該養育医療の措置を受けた者又はその扶養義務者から当該措置に要する費用(以下単に「費用」という。)の全部又は一部を徴収することができる。

(費用の額の決定基準)

第 11 条 費用の額は、措置を受けた者の属する世帯の階層区分に応じ別表に定める徴収基準額表により決定するものとする。

(費用の額の決定基準の特例)

第 12 条 同一世帯から 2 人以上の者が措置された場合の費用の額は、1 人については別表に定める徴収基準月額により、その他の者については別表に定める徴収基準加算月額により、それぞれ算定するものとする。

2 月の途中において法第 20 条の規定による措置を受けた者又は当該措置を解除された者の費用の額は、日割計算とする。

(徴収額の決定の通知)

第 13 条 保健所長は、第 11 条の規定により費用の徴収額を決定したときは、費用徴収額決定通知書(別記様式第 12 号)により申請者に通知するものとする。

別表を削る。

別記様式第 1 号から別記様式第 7 号までを削る。

別記様式第 8 号中「(第 7 条関係)」を「(第 2 条関係)」に改め、同様式を別記様式第 1 号とする。

別記様式第 9 号中「(第 7 条関係)」を「(第 2 条関係)」に改め、同様式を別記様式第 2 号とする。

別記様式第 10 号中「(第 8 条関係)」を「(第 3 条関係)」に改め、同様式を別記様式第 3 号とする。

別記様式第 11 号中「(第 9 条関係)」を「(第 4 条関係)」に改め、同様式を別記様式第 4 号とする。

別記様式第 12 号を削る。

附 則

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(養育医療機関の指定申請)

第 2 条 省令第 10 条第 1 項及び第 2 項の規定による申請は、指定養育医療機関指定申請書(別記様式第 1 号)により、指定養育医療機関の所在地を管轄する保健所長を経て知事に申請しなければならない。

2 知事は、指定養育医療機関指定申請書を受理し、承認したときは、指定養育医療機関指定書(別記様式第 2 号)を交付するものとする。

(養育医療機関の変更届出)

第 3 条 省令第 12 条の規定による届出は、指定養育医療機関申請事項変更届(別記様式第 3 号)により、指定養育医療機関の所在地を管轄する保健所長を経て、知事に提出しなければならない。

(指定辞退の申出)

第 4 条 省令第 13 条の規定による申出は、指定養育医療機関指定辞退申出書(別記様式第 4 号)により、指定養育医療機関の所在地を管轄する保健所長を経て、知事に申し出なければならない。

告 示

宮崎県告示第 154号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関（居宅介護事業所）から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成25年3月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 届出をした指定介護機関（居宅介護事業所）

居宅介護事業者		居宅介護事業所	
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地
財団法人潤和リハビリテーション振興財団	宮崎市小松1119番地	延岡リハビリテーション病院	延岡市長浜町1-1777

2 届出事項

居宅介護事業者の名称		変 更 年月日
変 更 前	変 更 後	
財団法人潤和リハビリテーション振興財団	一般財団法人潤和リハビリテーション振興財団	平成24年4月1日

宮崎県告示第 155号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関（居宅介護事業所）から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成25年3月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 届出をした指定介護機関（居宅介護事業所）

居宅介護事業者		居宅介護事業所	
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地
株式会社 企照	延岡市平原町2丁目1446番地	訪問介護ステーション しらさぎ	延岡市伊形町5216番地13
有限会社 サン・ルーム九州	延岡市平田町2347番地	株式会社 サン・ルーム日向	日向市大字財光寺字長江 255番地

営業所

2 届出事項

居宅介護事業所の所在地		変 更 年月日
変 更 前	変 更 後	
延岡市伊形町5216番地13	延岡市伊形町5175番地4 ファーストハイック棟 102号	平成24年12月5日
日向市大字財光寺字長江 255番地	日向市大字財光寺字長江 426番地 1	平成25年1月4日

宮崎県告示第 156号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関（居宅介護支援事業所）から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成25年3月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 届出をした指定介護機関（居宅介護支援事業所）

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所	
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地
社会福祉法人報謝会	西諸県郡高原町大字蒲牟田7348番地2	みやま園 居宅介護支援センター	西諸県郡高原町西麓 432-2

2 届出事項

居宅介護支援事業所の名称		変 更 年月日
変 更 前	変 更 後	
みやま園居宅介護支援センター	みやま園高齢者介護相談センター	平成20年4月1日

宮崎県告示第 157号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関（居宅介護支援事業所）から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成25年3月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 届出をした指定介護機関（居宅介護支援事業所）

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所	
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地
社会福祉法人恵愛会	都城市太郎坊町 563 番地 1	都城市祝吉・沖水地区地域包括支援センター	都城市祝吉5055番地 1 ミラ・クレイン 102号
合同会社 一期一会	都城市志比田町 11066 番地 2	居宅介護支援事業所 一期一会	都城市志比田町 11066 番地 2
有限会社 ハートケア	北諸県郡三股町大字樺山4836番地26	ハートケア ケア プランサービス	都城市早水町18-5 アピアコート 101号
株式会社 企照	延岡市平原町 2 丁目1446番地	居宅介護支援事業所 はまゆう	延岡市伊形町5216番地13

2 届出事項

居宅介護支援事業所の所在地		変 更 年月日
変 更 前	変 更 後	
都城市祝吉5055番地 1 ミラ・クレイン 102号	都城市祝吉5055番地 5 ミラ・クレイン 102号	平成24年 9月5日
都城市志比田町 11066 番地 2	都城市下長飯町1033番地 1	平成24年 9月1日
都城市早水町18-5 アピアコート 101号	北諸県郡三股町大字樺山4836番地26	平成24年 10月1日
延岡市伊形町5216番地13	延岡市伊形町5175番地 4 ファーストハイツ C棟 102号	平成24年 12月1日

宮崎県告示第 158号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成25年 3月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 保安林予定森林の所在場所 都城市高城町穂満坊字茶園原2404-1・2405・高城町大井手字社ヶ原2764-1・2772-11・2859・2860-5・2860-9・2860-11・2860-16（以上9筆について次の図に示す部分に限る。）

- 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び北諸県農林振興局並びに都城市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 159号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成25年 3月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 保安林予定森林の所在場所 都城市山田町山田字平山5920-1

- 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び北諸県農林振興局並びに都城市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 160号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成25年 3月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 保安林予定森林の所在場所 児湯郡木城町大字中之又字松尾 2-1 から 2-3 まで、2-5、2-7

- 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林

部自然環境課及び児湯農林振興局並びに木城町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 161号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成25年 3月14日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡五ヶ瀬町大字桑野内字栗ノ谷2088- 2、2117- 1

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字栗ノ谷2117- 1（次の図に示す部分に限る。）、2088- 2

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに五ヶ瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 162号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成25年 3月14日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 解除予定保安林の所在場所 宮崎市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 解除の理由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県環境森林部自然環境課及び中部農林振興局並びに宮崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 163号

車両制限令（昭和36年政令第 265号）第 3 条第 1 項第 2 号イの規定により、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を次のとおり指定する。

平成25年 3月14日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 指定する道路の路線名及び区間

路 線 名	区 間
県道須美江インター線	延岡市須美江町 280番 5 地先から同市同町1090番13地先まで

県道都農インター線	児湯郡都農町大字川北字朝草原5965番 5 地先から同郡同町同大字字榎土手5757番13地先まで
県道清武南インター線	宮崎市清武町今泉字沓掛上甲3707番 1 地先から同市同町今泉字柳ヶ谷乙1866番 2 地先まで

2 指定する期日

平成25年 4月 1日

宮崎県告示第 164号

車両制限令（昭和36年政令第 265号）第 3 条第 1 項第 3 号の規定により、通行する車両の高さの最高限度が 4.1メートルである道路を次のとおり指定し、併せて、同令第10条第 1 項の規定により、当該道路を通行する高さが 3.8メートルを超え 4.1メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

平成25年 3月14日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 指定する道路の路線名及び区間

路 線 名	区 間
県道宮崎西環状線	宮崎市大字芳土字中原 611番 2 地先から同市花ヶ島町北沖 623番 2 地先まで
県道須美江インター線	延岡市須美江町 280番 5 地先から同市同町1090番13地先まで
県道都農インター線	児湯郡都農町大字川北字朝草原5965番 5 地先から同郡同町同大字字榎土手5757番13地先まで
県道清武南インター線	宮崎市清武町今泉字沓掛上甲3707番 1 地先から同市同町今泉字柳ヶ谷乙1866番 2 地先まで

2 指定する期日

平成25年 4月 1日

3 通行方法

1 に掲げる道路を通行する高さが 3.8メートルを超え 4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

(1) 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵す恐れがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識、樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

(2) 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせるとともに、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

(3) 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上、走行すること。

宮崎県告示第 165号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成25年3月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害警戒区域の箇所（溪流）番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
宮崎市	大迫谷川	06-381-1-036	土石流
	梶	I-1-0866	急傾斜地の崩壊
	麓	I-1-0900	急傾斜地の崩壊
	川原	I-1-0924	急傾斜地の崩壊
国富町	稲荷	I-1-2097	急傾斜地の崩壊
綾町	開元	I-1-3363	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び高岡土木事務所に備えておいて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 166号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成25年3月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害警戒区域の箇所（溪流）番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
木城町	城山	I-1-1093	急傾斜地の崩壊
新富町	宮ヶ平-新①	I-1-2112-新①	急傾斜地の崩壊
都農町	白石	I-1-3405	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び高岡土木事務所に備えておいて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 167号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成25年3月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害特別警戒区域の箇所（溪流）番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
宮崎市	大迫谷川	06-381-1-036	土石流
	梶	I-1-0866	急傾斜地の崩壊
	麓	I-1-0900	急傾斜地の崩壊
	川原	I-1-0924	急傾斜地の崩壊
国富町	川上2	I-1-0969	急傾斜地の崩壊
	稲荷	I-1-2097	急傾斜地の崩壊
綾町	開元	I-1-3363	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び高岡土木事務所に備えておいて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 168号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成25年3月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害特別警戒区域の箇所（溪流）番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
木城町	城山	I-1-1093	急傾斜地の崩壊
	洗ノ元	I-1-3400	急傾斜地の崩壊
	北山2	I-1-2115	急傾斜地の崩壊
新富町	岩瀬	I-1-3396	急傾斜地の崩壊
	宮ヶ平-新①	I-1-2112-新①	急傾斜地の崩壊
都農町	白石	I-1-3405	急傾斜地の崩壊

宮 ノ 尾

I - 1 - 3406

急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び高鍋土木事務所に備えおいて縦覧に供する。)

公 告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について、国土交通省九州地方整備局宮崎河川国道事務所長から次のとおり通知があった。

平成25年3月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 作業の種類
公共測量(2級基準点・1点復元)
- 2 作業期間
平成25年3月1日から平成25年3月20日まで
- 3 作業地域
宮崎県児湯郡新富町上富田地域

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

平成25年3月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 購入物品及び数量 伝達性牛海綿状脳症用ELISAキット 62,500頭分(予定検査頭数分)
 - (2) 購入物品の特質等 入札説明書による。
 - (3) 納入期間 平成25年4月1日から平成26年3月31日まで
 - (4) 納入場所 契約担当者が別途指定する場所
 - (5) 入札方法 (1)の購入物品について入札を実施する。入札金額は、1検体当たりの単価を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(1銭未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 競争入札に参加する者に必要な資格
 - (1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

ア 平成24年宮崎県告示第163号に規定する資格を有する者で、営業種目が医療・理化学機器類で種目が医療機器若しくは理化学機器又は営業種目が薬品類で種目が医薬品のものであること。

イ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。

ウ 納入する物品については、納入先の求めに応じて速やかに提供できる者であること。
 - (2) 入札に参加しようとする者は、(1)イ及びウの資格要件を満たすことを証明する書類(以下「証明書」という。)を平成25年3月22日までに提出すること。ただし、上記提出期限を経過しても入札書の提出期限までは証明書を随時受け付けるが、この場合には資格要件審査が入札に間に合わないことがある。

なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

3 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 宮崎県総務部総務事務センター物品担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7208
- (2) 期間 平成25年3月14日から平成25年3月25日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)

4 入札説明書の交付場所及び交付期間

- (1) 場所 宮崎県総務部総務事務センター物品担当
- (2) 期間 平成25年3月14日から平成25年3月25日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)

5 入札説明会の場所及び日時

- (1) 場所 宮崎県庁1号館4階総務部総務事務センター入札室 宮崎市橋通東2丁目10番1号
- (2) 日時 平成25年3月18日午前10時

6 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

- (1) 提出場所 宮崎県総務部総務事務センター物品担当
- (2) 提出期限 平成25年3月25日午後3時(郵便にあっては平成25年3月22日午後5時必着)
- (3) 提出方法 持参又は送付(郵便にあっては書留郵便に限る。)によること。

7 開札の場所及び日時

- (1) 場所 宮崎県庁1号館4階総務部総務事務センター入札室
- (2) 日時 平成25年3月25日午後3時

8 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則(昭和39年宮崎県規則第2号)第100条の規定による。

9 入札の無効に関する事項

宮崎県財務規則第125条に規定する入札は、無効とする。

10 落札者の決定の方法

予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。

11 契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県総務部総務事務センター物品担当

12 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

13 その他

- (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) この競争入札による調達は、当該調達に係る平成25年度宮崎県一般会計予算の成立を条件とする。
- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (4) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

14 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:The ELISA kits for BSE Quantity of 62,500 heads of Cattle (Estimated number of cattle for inspection)
- (2) Time limit for tender:3:00p.m.25 March,2013
- (3) Contact point for the notice:Office Employee General Affairs Center Miyazaki Prefectural Government, 2-10-1 Tachibanadori Higashi,Miyazaki City,880-8501 Japan.TEL: 0985-26-7208

病院局企業管理規程

病院局事務の決裁及び委任に関する規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。

平成25年 3 月14日

宮崎県病院局長 渡 邊 亮 一

宮崎県病院局企業管理規程第 1 号

病院局事務の決裁及び委任に関する規程の一部を改正する企業管理規程

病院局事務の決裁及び委任に関する規程（平成18年宮崎県病院局企業管理規程第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
別表第 2（第 5 条関係）	別表第 2（第 5 条関係）
病院長の専決事項	病院長の専決事項
1～8 [略]	1～8 [略]
9～12 [略]	<u>9 非常勤職員の任用に関すること。</u>
	10～13 [略]

附 則

この規程は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

人事委員会規則

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 3 月14日

宮崎県人事委員会委員長 村 社 秀 継

宮崎県人事委員会規則第 2 号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（昭和45年宮崎県人事委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(目的)	(目的)
第 1 条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第 261号。以下「法」という。）第 8 条及び第17条から第22条までの規定に基づき、職員の任用に関し必要な事項を定めることを目的とする。	第 1 条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第 261号。以下「法」という。）第 8 条及び第17条から第22条まで（これらの規定のうち地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令（昭和31年政令第 221号）第 7 条の表の上欄に掲げるものについては、 <u>同条の規定により読み替えて適用する場合を含む。</u> ）の規定に基づき、職員の任用に関し必要な事項を定めることを目的とする。
(適用範囲)	(適用範囲)
第 2 条 この規則は、法律に特別の定めがある場合を除き、一般職に属するすべての職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第 135号。以下「負担法」という。）第 1 条に規定する職員を含む。）に適用する。	第 2 条 この規則は、法律に特別の定めがある場合を除き、一般職に属するすべての職員に適用する。
(選考により採用する職)	(選考により採用する職)
第18条 次の各号の一に該当する職への採用は、選考によるものとする。この場合においては、法第17条第 3 項ただし書に規定する人事委員会の承認があったものとみなす。	第18条 <u>次に掲げる</u> 職への採用は、選考によるものとする。この場合においては、法第17条第 3 項ただし書に規定する人事委員会の承認があったものとみなす。
(1) [略]	(1) [略]
(2) 人事委員会を置く他の地方公共団体又は国の試験に合格し現に有効な当該任用候補者名簿に記載されている者をもって補充しようとする職で、当該試験にかかる職と同等以下と人事委員会が認める職	(2) 人事委員会を置く他の地方公共団体又は国の試験に合格し現に有効な当該任用候補者名簿に記載されている者をもって補充しようとする職で、当該試験にかかる職と同等以下と人事委員会が認めるもの
(3) かつて職員であった者をもって補充しようとする職で、その者がかつて正式に任用されていた職と同等以下と人事委員会が認める職	(3) かつて職員であった者をもって補充しようとする職で、その者がかつて正式に任用されていた職と同等以下と人事委員会が認めるもの

(4) 人事委員会を置く他の地方公共団体に属する地方公務員の職又は国家公務員、その他これらに準ずる職の職に正式に任用されている者をもって補充しようとする職で、その者が任用されている職と同等以下と人事委員会が認める職

(5) [略]

(6) [略]

(選考により昇任させる職)

第19条 次の各号の一に該当する職への昇任は、選考によるものとする。この場合においては、法第17条第3項ただし書に規定する人事委員会の承認があったものとみなす。

(1)～(4) [略]

(任命方法の特例)

第47条 [略]

2 一の市町村の負担法第1条に規定する事務職員(以下「県費負担事務職員」という。)を免職し、引き続いて他の市町村の県費負担事務職員又は県立学校事務職員に採用する場合並びに県立学校事務職員を免職し、引き続いて一の市町村の県費負担事務職員に採用する場合においては、当該職員は当該職に係る採用試験又は選考に合格したものとみなす。

(4) 人事委員会を置く他の地方公共団体に属する地方公務員の職、国家公務員の職その他これらに準ずる職に正式に任用されている者をもって補充しようとする職で、その者が任用されている職と同等以下と人事委員会が認めるもの

(5) [略]

(5)の2 県職員の職に正式に任用されている職員をもって補充しようとする県費負担職員(市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条に規定する学校栄養職員及び事務職員をいう。以下同じ。)の職

(5)の3 県費負担職員の職に正式に任用されている職員をもって補充しようとする職

(6) [略]

(選考により昇任させる職)

第19条 次に掲げる職への昇任は、選考によるものとする。この場合においては、法第17条第3項ただし書に規定する人事委員会の承認があったものとみなす。

(1)～(4) [略]

(任命方法の特例)

第47条 [略]

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に規定する職員は当該各号に規定する採用に係る選考に合格したものとみなす。

(1) 県職員の職に正式に任用されている職員の第18条第5号の2に掲げる職(人事委員会が別に定める職を除く。)への採用を行う場合

(2) 県費負担職員の職に正式に任用されている職員の第18条第5号の3に掲げる職(人事委員会が別に定める職を除く。)への採用を行う場合(人事委員会が別に定める場合を除く。)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

--	--